

名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、がけ地に近接した危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民の生命の安全を確保することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）、愛知県住宅・建築物ストック形成事業費補助金交付要綱（平成29年3月31日付け住計第620号）及び名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

名古屋市内に所在する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。

(2) 危険区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき愛知県知事が指定した土砂災害特別警戒区域とする。

(3) 危険住宅

危険区域に所在する住宅で、前号の区域に指定されたことにより既存不適格住宅となったものとする。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、法人を除く次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 危険住宅に居住する者で、かつ、当該住宅が危険住宅となる以前から居住している者（以下「危険住宅以前居住者」という。）又は危険住宅以前居住者から相続により当該住宅の所有者の地位を継承した者（継承する予定の者を含む。）であること。ただし、当該住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得られた者であること。

(2) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

(3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する者が行う危険住宅の移転とし、次の各号のすべてを満たすものとする。

(1) 危険住宅の倒壊等の抑制のための急傾斜地崩壊防止工事、地すべり防止工事

等の事業が実施されていないこと又は実施される予定がないこと。

- (2) 当該危険住宅及びその敷地において、名古屋市土砂災害対策改修費補助金及び名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付を受けていないもの
- (3) 危険住宅は、原則として除却すること。ただし、名古屋市長(以下「市長」という。)がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- (4) 危険住宅に居住する者の移転先は名古屋市内(危険区域内を除く。)とし、かつ、移転先住宅は建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に違反していないものであること。

(補助の内容及び限度額)

第5条 補助の内容及び限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

- 2 補助金の対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

(事前相談)

第6条 補助事業を行おうとする者は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業事前相談書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、事前相談は、補助金の交付を申請しようとする前年度の8月末日(末日が土日祝日の場合は直前の開庁日)までに行わなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 危険住宅及び移転先住宅の位置図
- (2) 危険住宅の建設年及び建物が住宅であることを証明するものとして、次のいずれかの書類
 - ア 建築確認通知書の写し又はこれと同等のもの
 - イ 検査済証の写し又はこれと同等のもの
 - ウ 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し(事前相談書提出日の直近のもの)又はこれと同等のもの
 - エ 建物の登記事項証明書の写し又はこれと同等のもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して、申請を行う日の属する年度の6月の第3金曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までに、市長に提出しなければならない。ただし、移転事業が危険住宅の除却等のみの場合にあつては、第8号及び第9号、第11号及び第12号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅移転事業実施計画書(別紙1)
- (2) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し(交付申請書提出日の直近のもの)

- (3) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（直近の支払い期日分のもの）
- (4) 住民票の写し
- (5) 危険住宅の建物の登記事項証明書その他危険住宅の所有者が確認できるもの（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (6) 危険住宅の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）
- (7) 危険住宅の付近見取図、配置図（建物が危険区域の区域内であることが分かる図を含む。）及び平面図
- (8) 危険住宅の写真（危険住宅と周囲のがけの状況が分かるもの）
- (9) 移転先の敷地の写真（中古住宅又は建売り住宅を購入する際は建物の写真も含む。）
- (10) 移転先の住宅の配置図及び各階平面図
- (11) 危険住宅の除却等費の見積書
- (12) 移転先住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。）に要する経費の見積書
- (13) 移転先住宅の建設又は購入をするために要する資金の借入れを予定している金融機関において、建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (14) 所有者の同意書（危険住宅に居住する者が、所有者の同意を得て申請者となる場合）
- (15) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（着手の届出）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業に着手したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業着手届（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、移転事業が危険住宅の除却等のみの場合にあつては、第2号及び第3号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅の除却に係る契約書の写し
- (2) 移転先住宅の建設、購入に関する契約書の写し
- (3) 移転先の住宅の確認済証の写し（新築する場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出は、補助金の交付決定があつた日又は工事着手予定日のいずれか遅い日から起算して、30日を経過する日までに行なければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(地位の承継)

第10条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長へ届出をして地位を承継することができる。この場合、承継人について第3条第1項(第1号を除く)の規定を適用する。

2 交付決定者は、前項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

3 地位の承継を受けようとする者は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業承継届(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 地位を承継する者であることを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

4 前項に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業承継届は、承継日から起算して30日を経過する日又は第13条第2項に規定する日の前日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の変更承認申請等)

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、交付決定額に変更が生じる場合は、補助事業の変更に着手する前に、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更が生じない場合は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業変更届(様式第7号)に第1号及び第3号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 危険住宅移転事業変更実施計画書(別紙1)

(2) 変更する補助事業にかかる見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定によるがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認申請書が提出された場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付決定額の変更を承認し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認通知書(様式第8号)により交付決定者に通知する。

3 交付決定者は、補助事業を予定の期間内に遂行することが困難になった場合は、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業遅延報告書(様式第9号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第12条 交付決定者は、事情により交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日(末日が土日祝日の場合は直前の開庁日)までにがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請取下届(様式第10号)にがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業

費補助金交付申請取下確認通知書（様式第11）により申請者に通知する。

（完了実績報告）

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、移転事業が危険住宅の除却等のみの場合にあつては、第4号から第7号までに掲げる書類の添付を要しない。

- （1） 危険住宅移転事業実施報告書（別紙2）
- （2） 危険住宅を除却したことが分かる写真及び移転先住宅の外観写真
- （3） 危険住宅の除却等に要した経費の請求書又は領収書の写し
- （4） 移転先住宅の建設若しくは購入に要した経費の請求書又は領収書の写し
- （5） 移転先住宅の建設若しくは購入をするために要する資金を借入れた金融機関、その他の機関との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書並びに当該機関により建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- （6） 移転先住宅及びその敷地の登記事項証明書その他移転先住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの
- （7） 移転先住宅の建築基準法第7条第5項の規定に基づく検査済証の写しその他同等と認められる書類
- （8） その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条第1項に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書により通知を受けた日の属する年度の2月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定によるがけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査し、現地で完了検査を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金確定通知書（様式第13号）を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求及び交付）

第15条 前条の規定によるがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金確定通知書を受けた交付決定者（以下「確定通知者」という。）は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書（様式第14号）（以下「請求書」という。）により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、確定通知者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、交付決定者又は確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (4) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助金の対象経費の決算額が、補助金の額を算定する際に基本とした額に比べて減少したとき。
- (6) 移転先の住宅の建設又は購入に要する資金の借入金を繰上げ償還又は一括返済することにより、補助金の対象経費となる利子額が補助額未満になったとき。
- (7) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(指導等)

第17条 市長は、補助事業を適正に実施させるため、申請者に対して必要な指示をし、報告を求め又は調査をすることができる。

(書類の保管)

第18条 補助金交付者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定について、令和4年度に限り「前年度の8月末日」を「令和4年5月末日」とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費の区分	補助の内容	補助の限度額	補助率
除却等費	危険住宅の移転を行う者に対して危険住宅の除却に要する費用を補助	住宅局標準建設費等通知に定める1㎡当たりの額を危険住宅の延べ面積に乗じた除却工事費を限度とする。	10/10
	危険住宅の移転を行う者に対して引越費用（動産移転費、仮住居費等）を補助	1棟当たり975千円を限度とする。	10/10
建物助成費	危険住宅の移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を補助	1棟当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。	10/10

備考 補助は、一敷地につき1棟を限度とする。

事前相談者 〒
住 所
氏 名
電 話

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業事前相談書

下記の危険住宅について補助事業を行いたいので、名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて事前相談書を提出します。

記

1 危険住宅の概要

- (1) 建物所在地 名古屋市.....区.....
- (2) 住宅居住者氏名(.....年.....月から居住).....
- (3) 住宅所有者氏名
- (4) 敷地所有者氏名
- (5) 区 域 土砂災害特別警戒区域
- (6) 建築時期年頃
- (7) 建物用途 住宅
- (8) 建物の規模
- ア 敷地面積 m^2
- イ 建築面積 m^2
- ウ 延べ面積 m^2
- エ 構 造 木造・鉄骨造・その他(.....)
- オ 階 数 地上.....階 地下.....階

(第二面)

2 移転予定地

- (1) 移転先住所 名古屋市 区
- (2) 移転方法 建設・購入・借家・その他(.....)
- (3) 移転時期年 月 頃
- (4) 借入予定 有・無..
- (5) 土地の造成 有・無..

3 概算費用

- (1) 危険住宅除却費円
- (2) 移転先住宅建設(購入)費円
- うち借入予定額円
- 年利率%
- 返済期間年

4 添付書類(添付しない書類は、二重線で消してください。)

- (1) 危険住宅及び移転先住宅の位置図
- (2) 危険住宅の建設年及び建物が住宅であることを証明するものとして、次のいずれかの書類
- ア 建築確認通知書の写し、又はこれと同等のもの
- イ 検査済証の写し、又はこれと同等のもの
- ウ 固定資産課税台帳登録証明書(家屋)の写し
- エ 建物の登記事項証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（第一面）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

〒

住所

ふりがな

申請者 氏名

電話 —

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

下記の危険住宅移転事業に補助金の交付を受けたいので、名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、同要綱第3条第1項第3号の規定により、暴力団排除のため、関係する官公庁に名古屋市が照会することに同意します。

記

1 補助事業の実施計画

(1) 事業の名称 邸危険住宅移転事業

(2) 危険住宅の所在地 名古屋市 区

(3) 移転先住所 名古屋市 区

(4) 工事着手予定日 年 月 日

(5) 完了予定日 年 月 日

(6) 実施計画 別紙1のとおり

2 交付申請額 円

(第二面)

3 交付申請額の内訳

- (1) 除却等費 円
- (2) 建物助成費 円 (ア+イ+ウ)
- ア 建物 円
- イ 土地 円
- ウ 敷地造成費 円

4 添付書類

- (1) 危険住宅移転事業実施計画書 (別紙1)
- (2) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等 (直近の支払い期日分のもの)
- (3) 住民票の写し
- (4) 危険住宅の建物の登記事項証明書その他危険住宅の所有者が確認できるもの (申請の日
前3月以内に交付されたものに限る。)
- (5) 危険住宅の建築時期が確認できる書類 (他の書類と兼ねることができる。)
- (6) 危険住宅の付近見取図、配置図 (建物が危険区域等の区域内であることが分かる図を含
む。)、平面図
- (7) 危険住宅の写真 (危険住宅と周囲のがけの状況が分かるもの)
- (8) 移転先の敷地の写真 (中古住宅又は建売り住宅を購入する際は建物の写真も含む。)
- (9) 移転先の住宅の配置図、各階平面図
- (10) 危険住宅の除却等費の見積書
- (11) 移転先住宅の建設、購入 (これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。) に要する経費の
見積書
- (12) 移転先住宅の建設、購入をするために要する資金の借入れを予定している金融機関にお
いて、建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (13) 所有者の同意書 (危険住宅に居住する者が、所有者の同意を得て申請者となる場合)
- (14) その他市長が必要と認める書類

※ 移転事業が危険住宅の除却等のみの場合にあつては、(8)及び(9)、(11)及び(12)
に掲げる書類の添付を要しない。

(注) 補助金に消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請してください。

（通知者氏名）

名古屋市長

㊟

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、名古屋市がけ地等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 事業の名称 | 邸危険住宅移転事業 |
| 2 | 交付決定額 | 金 円 |
| 3 | 交付決定額の内訳 | |
| | 除却等費 | 円 |
| | 建物助成費 | 円 |
| 4 | 交付の条件 | |

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 住所

氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業着手届

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業について、着手したので関係書類を添えて届出します。

記

1 事業の名称 邸危険住宅移転事業

2 着手年月日 年 月 日

3 施工者

危険住宅除却工事 名称

住所

電話 担当者

移転先住宅建設工事 名称

住所

電話 担当者

4 添付書類

- (1) 危険住宅の除却に係る契約書の写し
- (2) 移転先住宅の建設、購入に関する契約書の写し
- (3) 移転先の住宅の確認済証の写し（新築する場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

※ 移転事業が危険住宅の除却等のみの場合にあっては、移転先住宅建設工事の欄は空白とし、(2)及び(3)に掲げる書類の添付は要しない。

（宛先）名古屋市長

〒

住所

ふりがな

申請者（承継人） 氏名

電話 —

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業承継届

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました
名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業について、がけ地近接等危険住宅移転
事業費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により地位を承継するため、次のとお
り関係書類を添えて届出します。

記

- 1 事業の名称 邸危険住宅移転事業
- 2 危険住宅の所在地 名古屋市 区
- 3 申請者 変更前 氏名
- 変更後 氏名
- 4 承継の理由
- 5 承継の日 年 月 日
- 6 添付書類
(1) 地位を承継する者であることを証する書類
(2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 住所

氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の名称 邸危険住宅移転事業

2 補助金交付申請額 （変更前） 円

（変更後） 円

3 変更後の交付申請額の内訳

（1）除却等費 円

（2）建物助成費 円（ア+イ+ウ）

ア 建 物 円

イ 土 地 円

ウ 敷地造成費 円

4 変更の理由

5 添付書類

（1）危険住宅移転事業変更実施計画書（別紙1）

（2）変更する補助事業にかかる見積書

（3）その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 住所

氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業変更届

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて届出します。

記

1 事業の名称 邸危険住宅移転事業

2 変更の内容

（変更前）

（変更後）

3 変更の理由

4 添付書類

（1）危険住宅移転事業変更実施計画書（別紙1）

（2）その他市長が必要と認める書類

（通知者氏名）

名古屋市長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業の変更については、下記の通り承認したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 事業の名称 | 邸危険住宅移転事業 |
| 2 | 交付決定額 | 金 円 |
| 3 | 交付決定額の内訳 | |
| | 除却等費 | 円 |
| | 建物助成費 | 円 |

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 住所

氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業遅延報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり遅延等が生じたので報告します。

記

1 事業の名称 邸危険住宅移転事業

2 遅延の内容

3 遅延の理由

4 当初の予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

遅延による期間 年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 住所

氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた名古屋市
がけ地近接等危険住宅移転事業について、下記により取下げしたいので届け出ます。

記

1 事業の名称危険住宅移転事業

2 廃止（中止）の理由

.....

3 添付書類

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）

第 号
年 月 日

(通 知 者 氏 名)

名古屋市長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請取下確認通知書

年 月 日付で届け出のあったがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請の取下げについては、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 事業の名称 邸危険住宅移転事業
- 2 確認の内容 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請の取下げ

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 住所

氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた名古屋市
がけ地近接等危険住宅移転事業が下記のとおり完了しましたので、関係書類を添
えて報告します。

記

1 事業の名称 邸危険住宅移転事業

2 完了年月日 年 月 日

3 事業の期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 危険住宅移転事業実施報告書（別紙 2）
- (2) 危険住宅を除却したことが分かる写真及び移転先住宅の外観写真
- (3) 危険住宅の除却等に要した経費の請求書又は領収書の写し
- (4) 移転先住宅の建設、購入に要した経費の請求書又は領収書の写し
- (5) 移転先住宅の建設、購入をするために要する資金を借入れた金融機関、その他の機関との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書及び当該機関により建物、土地、敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (6) 移転先住宅及びその敷地の登記事項証明書その他移転先住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの
- (7) 移転先住宅の建築基準法第 7 条第 5 項の規定に基づく検査済証の写しその他同等と認められる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

※ 移転事業が危険住宅の除却等のみの場合にあっては、(4)から(7)までに掲げる書類の添付を要しない。

(注) 補助金に消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して実績報告してください。

第 号
年 月 日

(通 知 者 氏 名)

名古屋市長

Ⓜ

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のありました名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり補助金を確定しました。

記

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 事業の名称 | 邸危険住宅移転事業 |
| 2 | 補助確定額 | 金 円 |
| 3 | 補助確定額の内訳 | |
| | 除却等費 | 円 |
| | 建物助成費 | 円 |

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所

氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書

名古屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 事業の名称邸危険住宅移転事業

2 支払請求額

金額					0	0	0
	百	十	万	千	百	十	円

3 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 本店(出張所) 金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む。)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

危険住宅移転事業（変更）実施計画書

1 事業の名称 邸危険住宅移転事業

2 危険住宅及び移転先住宅の概要

(1) 危険住宅について

建物所在地 名古屋市.....区.....

敷地面積 m²

構造及び延床面積 造.....階建て 延床面積..... m²

建築年 年

所有関係（土地） 自己所有・共有・親族所有・その他（ ）

所有関係（建物） 自己所有・共有・親族所有・その他（ ）

(2) 移転先住宅について

移転先住所 名古屋市.....区.....

移転方法 建設・購入・借家・その他（ ）

構造及び延床面積 造.....階建て 延床面積..... m²

所有関係（土地） 自己所有・共有・親族所有・その他（ ）

所有関係（建物） 自己所有・共有・親族所有・その他（ ）

造成工事 有・無

(3) 予定工事期間

危険住宅除却工事 年.....月.....日 ~ 年.....月.....日

移転先住宅建設工事 年.....月.....日 ~ 年.....月.....日

3 危険住宅の除却等に要する費用

- (1) 費用の総額 円
 うち補助対象経費 …A1 円
- (2) 交付申請額の算出方法
- 補助対象経費の上限額 …A2 円
- 交付申請額 (A1とA2のいずれか小さい額) 円 (千円未満切捨て)

4 移転先住宅の建設又は購入の概要

(1) 建物に係る費用

ア 費用の総額 円

イ 借入金について

融資を受ける金融機関の名称

借入金の額 円

利 率 %

期 間 年.....月から.....年.....月まで

借入金利子相当額 円

融資を受ける金融機関の名称

借入金の額 円

利 率 %

期 間 年.....月から.....年.....月まで

借入金利子相当額 円

ウ 交付申請額の算出方法

建物に係る借入金利子相当額の総額 …B1 円

補助対象経費 (B1のうち年利率8.5%までの額) …B2円

補助対象経費の上限額 …B3円

交付申請額 (B2とB3のいずれか小さい額)円 (千円未満切捨て)

(2) 土地の取得に係る費用

ア 費用の総額円

イ 借入金について

融資を受ける金融機関の名称

借入金の額円

利 率%

期 間年.....月から.....年.....月まで

借入金利子相当額円

融資を受ける金融機関の名称

借入金の額円

利 率%

期 間年.....月から.....年.....月まで

借入金利子相当額円

ウ 交付申請額の算出方法

土地の取得に係る借入金利子相当額の総額 …C1円

補助対象経費 (C1のうち年利率8.5%までの額) …C2円

補助対象経費の上限額 …C3円

交付申請額 (C2とC3のいずれか小さい額)円 (千円未満切捨て)

(3) 敷地造成に係る費用

ア 費用の総額円

イ 借入金について

融資を受ける金融機関の名称

借入金の額円

利 率%

期 間年.....月から.....年.....月まで

借入金利子相当額円

融資を受ける金融機関の名称

借入金の額円

利 率%

期 間年.....月から.....年.....月まで

借入金利子相当額円

ウ 交付申請額の算出方法

敷地造成に係る借入金利子相当額の総額 …D1円

補助対象経費 (D1のうち年利率8.5%までの額) …D2円

補助対象経費の上限額 …D3円

交付申請額 (D2とD3のいずれか小さい額)円 (千円未満切捨て)

利 率 %
期 間 年 月から 年 月まで
借入金利子相当額 円

(2) 土地購入の経費

融資を受ける金融機関の名称
借入金の額 円
利 率 %
期 間 年 月から 年 月まで
借入金利子相当額 円

融資を受ける金融機関の名称
借入金の額 円
利 率 %
期 間 年 月から 年 月まで
借入金利子相当額 円

(3) 敷地造成の経費

融資を受ける金融機関の名称
借入金の額 円
利 率 %
期 間 年 月から 年 月まで
借入金利子相当額 円

融資を受ける金融機関の名称
借入金の額 円
利 率 %
期 間 年 月から 年 月まで
借入金利子相当額 円